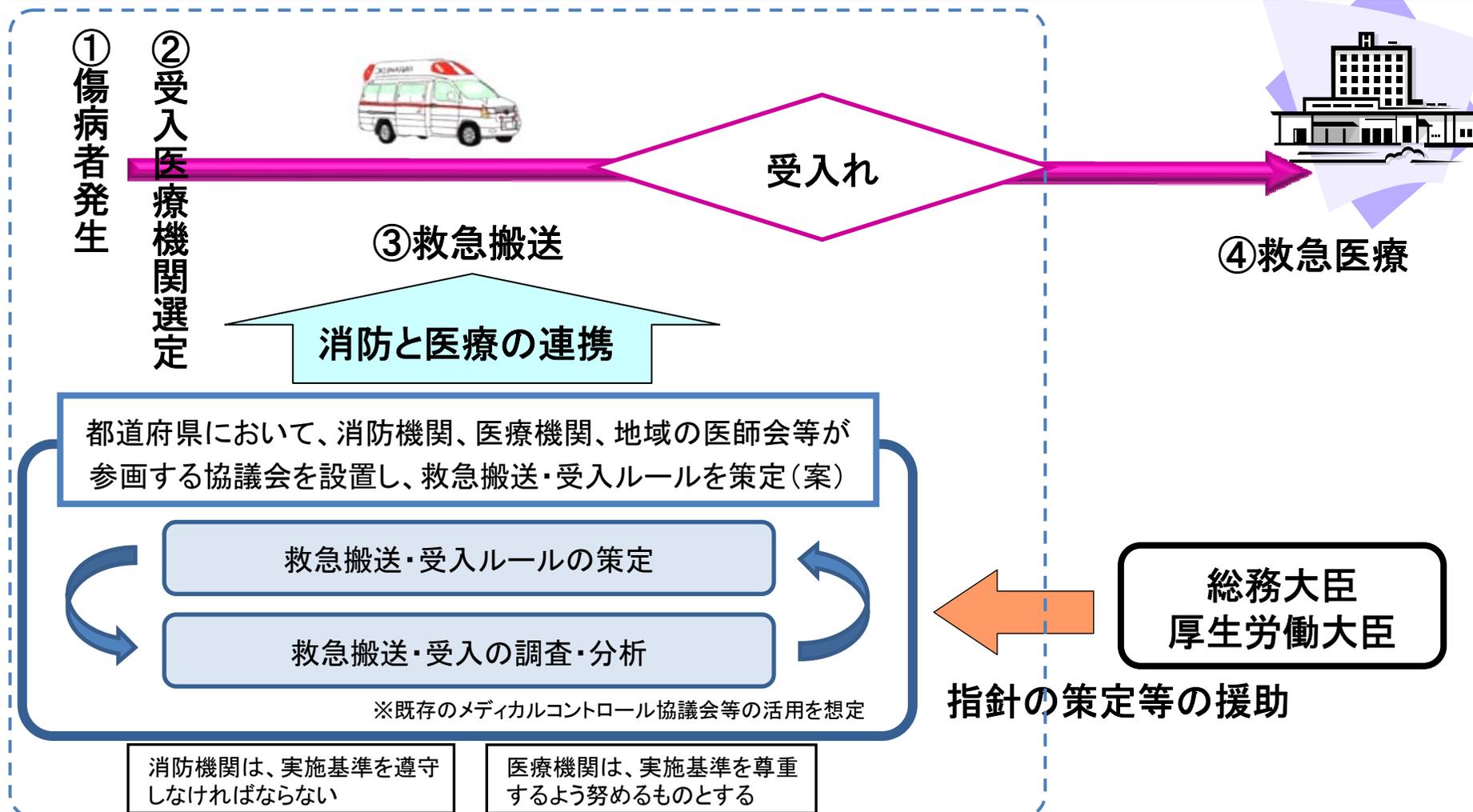


# 円滑な救急搬送・受入を確保するために必要な対策について

(消防法の一部を改正する法律案(仮称))

資料2-1

- 消防と医療の連携により、傷病者の搬送及び受入れを円滑に実施することが、傷病者の救命率の向上及び予後の改善等の観点から、重要な課題となっている。
- このため、都道府県において、消防機関、医療機関、地域の医師会等が参画する協議会を設置し、救急搬送・受入ルールを策定することとする。



# 傷病者の搬送・受入れルール(案)

## 救急搬送・受入ルール

都道府県が策定する(医学的知見に基づき、かつ、医療計画との調和が保たれるように定める)

- ① 傷病者の状況に応じた搬送先となる医療機関のリスト
- ② 消防機関が傷病者の状況を確認し、①のリストの中から搬送先医療機関を選定するためのルール
- ③ 消防機関が医療機関に対し傷病者の状況を伝達するためのルール
- ④ 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において傷病者を受け入れる医療機関を確保するためのルール

総務大臣  
厚生労働大臣

指針の策定等の援助

協議会

意見

消防機関は、実施基準を遵守しなければならない

医療機関は、実施基準を尊重するよう努めるものとする

# 傷病者の搬送・受入れに関する協議会(案)

## 協議会

都道府県が組織する

### ① 構成メンバー

- ・ 消防機関の職員
- ・ 医療機関の管理者又はその指定する医師（救命救急センター長など）
- ・ 診療に関する学識経験者の団体（地域の医師会）の推薦する者
- ・ 都道府県の職員
- ・ 学識経験者その他の都道府県が必要と認める者

### ② 役割

- ・ 救急搬送・受入ルールの協議
- ・ 救急搬送・受入の調査・分析など

※ 既存のメディカルコントロール協議会等の活用を想定